

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、成田国際空港（以下「成田空港」という。）の区域で働く若者を雇用し、当該若者の奨学金の返還を支援している事業者に対し、予算の範囲内において成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、奨学金の返還を支援する事業者の拡大及び事業者の採用力の強化並びに若者の経済的負担の軽減を図り、もって成田空港への就労及び定着並びに本市への移住及び定住の促進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成田空港の区域 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 3 8 条第 1 項又は第 4 3 条第 1 項の規定による成田空港の設置者が国土交通大臣の許可を受けた同法第 2 条第 4 項に規定する空港又は同条第 5 項に規定する航空保安施設の敷地（同法第 4 6 条の規定による供用開始の告示が行われていない敷地を除く。）をいう。
- (2) 奨学金 就学時に貸与を受けた次のいずれかに該当するものをいう。ただし、その返還を免除されるものを除く。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体、大学、公益法人、民間企業等が貸与する奨学金（本市が貸与するものを除く。）
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (3) 事業者 成田空港の区域において、現に事業を営む者をいう。
- (4) 奨学金返還支援制度 事業者が、就業規則その他当該事業者の正社員に周知された書面又は労働契約に基づいて、当該正社員の奨学金の返還を支援するために行う制度であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該正社員に対し、手当として、奨学金の返還に要する金銭に相当する金額の支給（以下「手当支給」という。）を行うもの
 - イ 当該正社員に代わって、奨学金貸与機関に対し、直接奨学金の返還に要する金銭に相当する金額の送金（以下「代理返還」という。）を行うもの
- (5) 正社員 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定す

る賃金の算定方法及び支給形態，賞与，退職金，休日，定期的な昇給，昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されているものをいう。

- (6) 支援対象者 第5条第1項本文の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において奨学金返還支援制度を設けている事業者の正社員であって，次のいずれにも該当するものをいう。

ア 申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の4月1日から申請年度の9月30日までの期間において，当該事業者において正社員として雇用された者（申請年度の前年度以前に当該事業者が第6条第1項の規定による交付の決定を受けた補助金に係る奨学金の返還の支援を受けた者であって，申請年度において第4条第3項に規定する期間にあるもの（以下「継続支援対象者」という。）を含む。）

イ 事業者正社員として雇用された日において，29歳以下の者

ウ 過去に補助金に係る奨学金の返還の支援を受けていない者（継続支援対象者を除く。）

エ 申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの期間（以下「補助対象期間」という。）において，貸与された奨学金を主たる債務者として現に返還（代理返還を含む。）を行っている者（奨学金の返還について，国，地方公共団体その他これらに準ずる者から他の補助金，交付金その他の財政的支援を受けている場合を除く。）

オ 補助対象期間において，成田空港の区域を主たる就業の場所として勤務している者

カ 補助対象期間において，本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者

キ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者

ク 市税を滞納していない者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は，奨学金返還支援制度を設けている事業者であって，補助対象期間において，当該事業者の支援対象者に係る奨学金について，手当支給又は代理返還（以下「手当支給等」という。）を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，補助対象者としな

(1) 国，地方公共団体その他これらに準ずる者から出資を受けている者

(2) 奨学金の返還の支援について，国，地方公共団体その他これらに準ずる者から他の補助金，交付金その他の財政的支援を受けている者

- (3) 役員その他これに相当する者が成田市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる者
- (4) 政治活動又は宗教的活動を目的とする者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、支援対象者1人につき、補助対象期間において当該支援対象者に係る手当支給等に要する経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1月当たり8,000円を上限とする。）とする。

2 補助の対象となる支援対象者の数は、事業者につき5（継続支援対象者がある場合には、当該継続支援対象者の数に5を加えた数）までとする。

3 補助の対象となる期間は、支援対象者1人につき、補助対象者が当該支援対象者に係る奨学金について、手当支給等を開始した月から起算して、60月とする。

（交付の申請等）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号及び第8号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業報告書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象者の市税の納付状況を確認できる書類
- (3) 就業規則その他補助対象者が奨学金返還支援制度を設けていることが確認できる書類
- (4) 誓約書（別記第3号様式）
- (5) 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (6) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 支援対象者の主たる就業の場所を確認できる書類
- (8) 支援対象者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (9) 支援対象者の市税の納付状況を確認できる書類
- (10) 支援対象者が奨学金の返還（代理返還を含む。）を行っていることが確認できる書類
- (11) 支援対象者に対し手当支給を行った場合にあっては、当該支援対象者に係る当該手当の各月の支給額が確認できる書類
- (12) 支援対象者に係る奨学金について代理返還を行った場合にあっては、補

助対象者が当該支援対象者に係る奨学金の代理返還を行ったことが確認できる書類

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金交付決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金請求書（別記第5号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第6条第2項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(確認等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(令和8年度における支援対象者の要件の特例)
- 2 令和8年度においては、第2条第6号ア中「前年度の4月1日から申請年度の」とあるのは「4月1日から」と、同号エ中「前年度の10月1日から申請年度の」とあるのは「4月1日から」とする。

別 記

第 1 号様式

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたい
ので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の内容
別紙事業報告書のとおり

事業者名		事業報告	次の 人については、 年 月 日現在、成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金交付規則に規定する条件を満たす支援対象者であり、以下のとおり、当事業者における規程等に基づき手当支給等を行ったことを報告します。
------	--	------	--

1 支給内容

支給方法 (手当支給又は代理返還)	支給名目 (手当の名称)	年間支給回数・時期等				従業員 1 人当たりの 1 回の支給額及び支給期間	
		支給回数				支給額	
		締日					
		支払日		翌月払い	☐	支給期間	
		休日の取扱い					

2 事業報告（ 年 月 日 ～ 年 月 日を補助対象期間とする。）

	氏名		正社員となった年月日 及び 奨学金の返還支援開始日	生年月日	就業の場所：名称（所在地） 住所要件：居住地（市内）	実績		補助金額の積算	①②の低い方の額 ※千円未満切捨て	奨学金名 （実施団体名）	他団体が実施する 奨学金返還支援制度	前勤務企業等か らの奨学金返還 支援
				経過月数 （最長申請年度9月末まで）		住所要件：居住地（市内）	補助対象期間の返還額 （a）					
1	（旧姓：）		正社員となった年月日	生年月日	（ ）	円 （ 円× 月）	円 （ 円× 月）	①8，000円×月数（円）	円	（ ）	□利用していない	□受けていない
			年齢（採用日時点）					②（b）の1／2（円）				
	前年度からの 継続申請	□	奨学金の返還支援開始日	月		12月に満たない場合その理由						
2	（旧姓：）		正社員となった年月日	生年月日	（ ）	円 （ 円× 月）	円 （ 円× 月）	①8，000円×月数（円）	円	（ ）	□利用していない	□受けていない
			年齢（採用日時点）					②（b）の1／2（円）				
	前年度からの 継続申請	□	奨学金の返還支援開始日	月		12月に満たない場合その理由						
3	（旧姓：）		正社員となった年月日	生年月日	（ ）	円 （ 円× 月）	円 （ 円× 月）	①8，000円×月数（円）	円	（ ）	□利用していない	□受けていない
			年齢（採用日時点）					②（b）の1／2（円）				
	前年度からの 継続申請	□	奨学金の返還支援開始日	月		12月に満たない場合その理由						
4	（旧姓：）		正社員となった年月日	生年月日	（ ）	円 （ 円× 月）	円 （ 円× 月）	①8，000円×月数（円）	円	（ ）	□利用していない	□受けていない
			年齢（採用日時点）					②（b）の1／2（円）				
	前年度からの 継続申請	□	奨学金の返還支援開始日	月		12月に満たない場合その理由						
5	（旧姓：）		正社員となった年月日	生年月日	（ ）	円 （ 円× 月）	円 （ 円× 月）	①8，000円×月数（円）	円	（ ）	□利用していない	□受けていない
			年齢（採用日時点）					②（b）の1／2（円）				
	前年度からの 継続申請	□	奨学金の返還支援開始日	月		12月に満たない場合その理由						
合計						円	円		円			

第 3 号様式

誓約書

年 月 日

(あて先) 成田市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金の交付の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 国，地方公共団体その他これらに準ずる者から出資を受けていないこと。
- 2 奨学金の返還の支援について，国，地方公共団体その他これらに準ずる者から他の補助金，交付金その他の財政的支援を受けていないこと。
- 3 役員その他これに相当する者が成田市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等と認められる者でないこと。
- 4 政治活動又は宗教的活動を目的とする者でないこと。

第4号様式

成田市指令第 号

所在地
名称
代表者氏名

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金
交付決定・却下通知書

年 月 日付けをもって申請のあった成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金については、下記のとおり決定・却下したので通知します。

年 月 日

成田市長 印

記

1 決定

補助金交付決定額 円

2 却下

理由

第 5 号様式

成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け成田市指令第 号で決定のあった成田空港の次代を担う若者の奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 額		円
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
		本店・支店 支所
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	